

奈良県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び大和郡山市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

| 種類及び名称 | 土地の区域 |
|--|--|
| 大和都市計画道路 三・四・三〇三号 九条北矢田線 | 廃止する土地の区域 大和郡山市九条町、西奈良口町、北郡山町、九条平野町、代官町、城北町、城町及び矢田町 |
| 変更前 大和都市計画道路 三・四・三〇一号 郡山生駒線 変更後 大和都市計画道路 三・四・三〇一号 高田矢田線 | 廃止する土地の区域 大和郡山市矢田町 |